

和福障第 545号
令和2年5月11日
(2020年)

各指定障害福祉サービス等事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所における対応
Q&A (和歌山市版) について

平素、本市の障害福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応について、各事業所において取り組んでいただいているところですが、質問の多い項目について別添のとおり Q&A を作成しましたのでご覧ください。

なお、これまでの国等の事務連絡を踏まえ、特に重要な項目についての取扱いは、次のとおりとしますので、ご確認のうえご対応いただきますようお願い申し上げます。

1 事業所の運営について

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、臨時的に営業日、開所時間等を変更する場合は、運営規程の変更は不要とします。ただし、変更の内容については、あらかじめ利用者及び家族に対し、丁寧に説明してください。

事前に利用者一人一人にアセスメントを行い、変更した場合の処遇について個別支援計画を立て、必ず利用者及び家族の同意を得てください。特に、見守り等の支援が必要な利用者については、特段の支援体制を確保するよう努めてください。

今般の状況において、開所時間の変更や在宅支援を行っている事業所が多いこともあり、サービス提供に関する実績記録表については利用者及び家族に十分に説明を行い、必ず押印又は署名をもらうようにしてください。

2 居宅等における支援について

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス

利用児童の年齢や障害特性にもよりますが、長期間在宅サービスが続くことで児童の精神的なストレスも大きくなり、保護者についても同様に精神的な負担が多くなることも想定されます。在宅利用を通して、普段の通所ではできない保護者への支援も含めて実施するように努めてください。

支援の内容については、令和2年4月13日付国事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係る Q&A について」

にもありますように、個々の状況に応じて支援方法をご検討ください。

電話で体調を確認するだけでは報酬算定は認められません。また、課題プリントを手渡すだけの学習支援についても報酬算定は認められません。児童自身の発熱等による体調不良で欠席する場合も報酬算定にはなりませんのでご注意ください。

在宅支援の対象は、本来の個別支援計画に基づいた通所予定日のみとなりますのでご注意ください。

居宅等でサービスを行う場合は次の3点にご注意ください。

①支援内容（居宅への訪問、電話その他の方法で利用者の健康管理や相談支援等可能な範囲での支援）について、利用者（児童の場合は保護者）に丁寧に説明した上で、代替支援として居宅等での支援が必要であるとの意向が確認できていること。

*居宅等でのサービスは通常のサービス利用とみなされ、通常の利用者負担が発生することについて利用者（児童の場合は保護者）への丁寧な説明を行い必ず同意を得てください。

*単なる欠席連絡や居宅等での支援を希望されない場合はサービス提供とみなしません。

②居宅等で行った支援の内容を適切に記録してください。

*支援内容に関する記録については、市への提出は原則不要としますが、必要に応じて提出していただく場合があります。

③実績記録表の利用者確認印には後日利用者（児童の場合は保護者）から必ず押印をもらってください。

*利用者確認印については毎日利用者（児童の場合は保護者）が押印することが難しいと考えられますので、訪問による支援を行う時に在宅支援の内容について十分に説明するようにしてください。その際、支援内容の記録等を示す等、利用者（児童の場合は保護者）が提供された支援について十分に理解できるよう努めてください。

[できる限りの支援の例]

- ・自宅へ訪問し、通所の際にはできない1対1のよりきめ細かな支援を行う。
- ・通所再開後のことを鑑み、事業所として感染予防対策を行った上で、他の利用者がいない時間帯に定期的に通所させ支援を行う。
- ・課題プリントを渡し児童の学習課題に応じた個別指導を行う。
- ・在宅での遊びの様子や生活の様子を聞いて保護者の関わり方を助言する。
- ・保護者が家庭での療育の方法を獲得し子育てできるように助言する。

(2) 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）

在宅支援の内容については、令和2年4月13日付国事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」にもありますように、

個々の状況に応じて支援方法をご検討ください。

在宅において通所と同等の作業活動や訓練等のサービスを提供するものであって、電話で体調を確認するだけでは報酬算定は認められません。また、利用者自身の体調不良で欠席する場合も報酬算定の対象にはなりませんのでご注意ください。

在宅支援の対象は、本来の個別支援計画に基づいた通所予定日のみとなりますのでご注意ください。

[留意事項]

作業所での作業を通して

- ・労働習慣（身だしなみ、ルールを守る、一定時間仕事できる体力をつける等）
- ・人との対応（感情のコントロール、注意されたときの対応等）
- ・日常生活管理（基本的な生活リズム、金銭管理、余暇の過ごし方等）
- ・健康管理（体調管理、服薬管理、栄養管理等）

が身につけられるような支援を普段から行っていると思いますが、居宅による支援が長くなっても通所再開の際に利用者がスムーズに通所できるようリズムの維持・管理のための支援をお願いします。

[できる限りの支援の例]

- ・1日の予定及び週間予定表を示し、利用者が計画的に訓練を行えるようにする。
- ・利用者が居宅で作業がスムーズにできるよう電話連絡のタイミングを明確にする。
- ・通所の際にはできない1対1のよりきめ細かな支援を行う。
- ・利用者にあわせた生活記録・体調チェック表を作成する支援を行う。
- ・居宅で行える作業を用意し、取り組んでもらう。
- ・利用者と電話や電子メール等により、常に連絡を取り合える環境を整備し、適宜助言を行い、相談に応じる。

(3) 生活介護事業所、自立訓練事業所

利用者については、食事や入浴、排泄などの日常生活において様々な支援が必要になると想定されます。そのため、居宅等による支援を実施する場合は、在宅で過ごすことが可能であるかどうか、利用者や家族の理解があるのかどうか、日中の過ごし方（食事や排泄などの対応を含む）に支障がないかどうかを十分に勘案して判断し、記録に残すようにしてください。支援方法については、基本的に事業所の職員による訪問支援を優先とし、居宅による支援内容、本人の状況等を必ず記録してください。

居宅等による支援の一例としては、排泄や入浴介助、食事介助などの日常生活への支援、本人の健康管理等が考えられますが、あくまで個別支援計画の内容を踏まえた支援を実施してください。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）、生活介護事業所及び自立訓練

事業所における居宅等でサービスを行う場合の注意点は、(1)で示した児童発達支援・放課後等デイサービスの注意点と同様です。

3 支給決定について

新型コロナウイルス感染症による影響のため各種サービスにおいて支給量が不足する場合は障害者支援課又は保健対策課に事前にご相談ください。

なお、学校の臨時休校等に伴い児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定量が不足している場合は、7月末まで暫定的に28日/月まで支給することが可能ですが、事前相談が必要となりますのでご注意ください。

4 その他

- (1) 本取扱いについては、あくまで新型コロナウイルス感染症への対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。
- (2) 本取扱いの対象者は和歌山市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については各市町村へご確認ください。
- (3) 本取扱いについては、本通知発出日以降の取扱いとします。

(問い合わせ先)

障害者支援課 事業所指定担当

(TEL) 073-435-1060

指導監査課 障害福祉サービス指導班

(TEL) 073-435-1319